



みえ森と緑の県民税

平成29年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で



目次

第1 みえ森と緑の県民税の創設

- 1 森林、里山、竹林の現状 1
- 2 災害に強い森林づくりのための税の創設 2
- 3 みえ森と緑の県民税を活用した施策 3
- 4 みえ森と緑の県民税のしくみ 4
- 5 使途の明確化等 5

第2 平成29年度事業の実績

- 1 平成29年度事業の実績額及び税込等実績額 6
- 2 基本方針別及び対策別実績額 8
- 3 県と市町の役割分担 8

第3 平成29年度事業の事例と評価

- I 土砂や流木を出さない森林づくり 9
- II 暮らしに身近な森林づくり 13
- III 森を育む人づくり 15
- IV 木の薫る空間づくり 21
- V 地域の身近な水や緑の環境づくり 23
- VI みえ森と緑の県民税の制度運営 25

第4 資料編 29

表紙の写真：第4回みえの森フォトコンテスト
小学生以下の部優秀賞作品「きのごマンション」
目次の写真：第4回みえの森フォトコンテスト
中学生以上の部優秀賞作品「雨降り岩」

第1 みえ森と緑の県民税の創設

1 森林、里山、竹林の現状 ※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。 右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成16年から25年）の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。

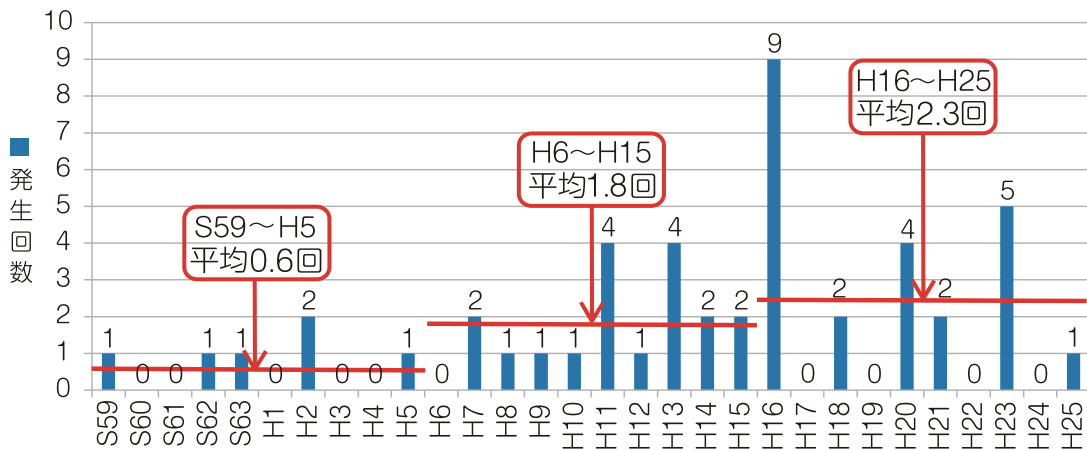


図1-1 三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数(20地点あたり)

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村(現大台町)が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】 左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災(H16年9月台風第21号:旧宮川村)
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立(H20年9月豪雨:菰野町)
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木(H23年9月紀伊半島大水害:熊野市)

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育てる人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5つの対策を当面必要な事業として展開します。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基金事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、費用について県民に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから簡便であり、徴税にかかるコストも新たな税制度を創設するより抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																				
納税義務者	<p>【個人】 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している個人ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】 県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																				
税率（年額）	<p>【個人】 1,000円 【法人】 均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>均等割額（年額）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			

税収規模	平年度 10 億 6 千万円（初年度 8 億 1 千万円）
徴収方法	【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。

5 使途の明確化等

(1) 基金の創設による使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。

超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにするため、「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化します。

(2) 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、基金事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

(3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね 5 年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により施行の状況についての検討を行い、制度の見直しを行います。

第2 平成29年度事業の実績

1 平成29年度事業の実績額及び税込等実績額

(1) 平成29年度事業実績額

平成 29 年度は、みえ森と緑の県民税の税込等の見込み額 10 億 7,677 万 5 千円と、平成 28 年度末時点の残余等の見込み額 9,514 万 5 千円と、平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した事業の残余额 2,252 万 2 千円の合計 11 億 9,441 万 1 千円のうち、11 億 6,122 万 2 千円を事業費として、基金事業を実施しました。

平成 29 年度の基金事業の実績額は 11 億 4,378 万 5 千円で、計画に比べて 1,743 万 7 千円の残余となりました。

表 平成 29 年度みえ森と緑の県民税を活用した事業の実績

基金事業名	計画	実績
災害に強い森林づくり推進事業	392,000 千円	386,146 千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業	27,195 千円	27,340 千円
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	736,527 千円	725,634 千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業	5,500 千円	4,665 千円
合計	1,161,222 千円	1,143,785 千円

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 117,460 千円を含みます。
※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

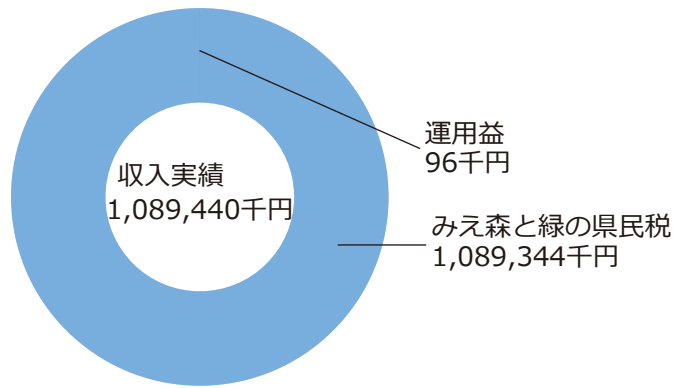
(2) 平成29年度税込等実績額

平成 29 年度の税込等の実績額は、10 億 8,944 万円で、計画に比べて 1,266 万 5 千円の増加となりました。

表 平成 29 年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

区分	計画	実績	増減
みえ森と緑の県民税	1,076,741 千円	1,089,344 千円	12,603 千円
運用益	34 千円	96 千円	62 千円
合計	1,076,775 千円	1,089,440 千円	12,665 千円

※ みえ森と緑の県民税実績の内訳
(個人：895,252,630 円、法人：194,091,221 円)
※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



図：平成29年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

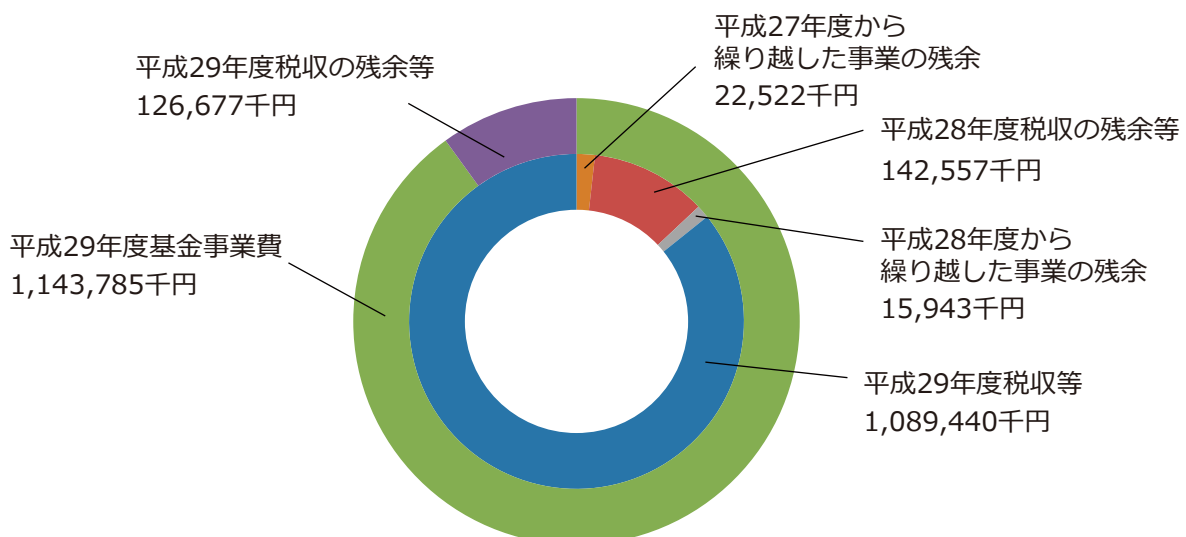
(3) みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

平成29年度の税収等実績 10億8,944万円と、平成28年度税収の残余等 1億4,255万7千円と、平成27年度から平成28年度に繰り越した事業の残余 2,252万2千円と、平成28年度から平成29年度に繰り越した事業の残余 1,594万3千円の合計から、平成29年度事業の事業費 11億4,378万5千円を除いた 1億2,666万7千円については、次年度以降の事業に活用します。

表 次年度以降に活用する額

区 分	計 画	実 績	増 減
平成27年度から繰り越した事業の残余	22,522 千円	22,522 千円	0 円
平成28年度税収の残余等	95,145 千円	142,557 千円	47,413 千円
平成28年度から繰り越した事業の残余	0 円	15,943 千円	15,943 千円
平成29年度税収等	1,076,775 千円	1,089,440 千円	12,665 千円
平成29年度事業費	-1,161,222 千円	-1,143,785 千円	17,437 千円
合 計	33,219 千円	126,677 千円	93,458 千円

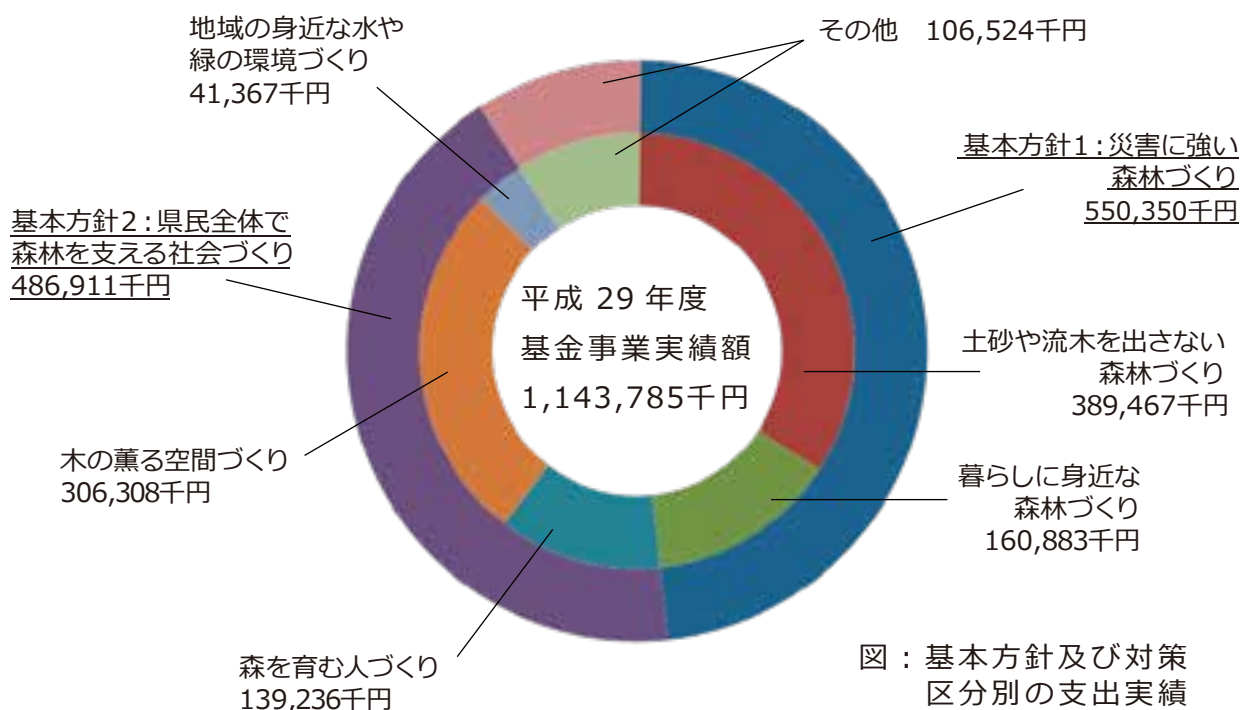
※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



図：平成29年度みえ森と緑の県民税等の収入及び支出実績

2 基本方針別及び対策別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。



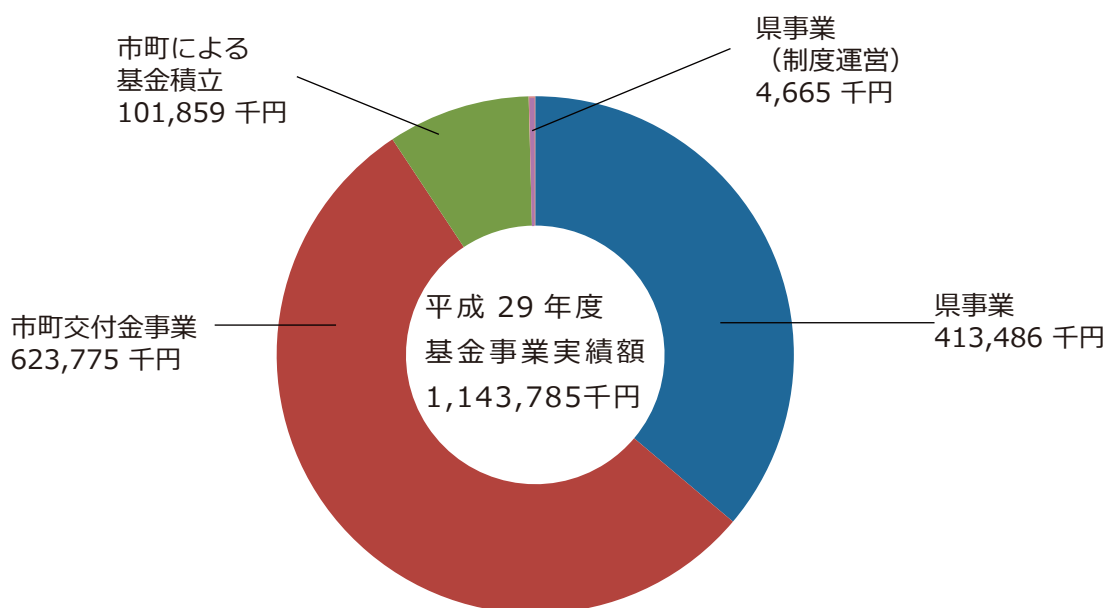
図：基本方針及び対策区分別の支出実績

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3 県と市町の役割分担

基金事業の効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、住民と森林との関係を深める取組など地域の実情に応じた森林づくりの施策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



図：実施主体別の支出実績

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

第3 平成29年度事業の事例と評価

I 土砂や流木を出さない森林づくり

1-1 災害に強い森林づくり推進事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績386,146千円/H29計画392,000千円)

1 事業の目的

- 渓流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木災害等を軽減します。(災害緩衝林整備事業)
- 治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等が、豪雨時に流下して下流に被害を与えることを防ぎます。(土砂・流木緊急除去事業)

2 事業の内容

● 災害緩衝林整備事業

崩壊土砂流出危険地区において、①渓流部における流木になる恐れのある危険木の伐採・撤去②渓岸部における立木の大径化を促す調整伐と伐採木の撤去③山腹部における立木の根系発達を促す調整伐を行います。

● 土砂・流木緊急除去事業

崩壊土砂流出危険地区において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常に堆積した流木や土砂を撤去します。

● 土砂流亡量調査 (効果検証にかかる調査・研究)

● 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査 (効果検証にかかる調査・研究)

● 立木引き倒し試験による根系抵抗力調査 (効果検証にかかる調査・研究)

・実施主体：県

3 平成 29 年度事業の実施状況

● 災害緩衝林整備事業

平成 29 年度は、20 箇所を実施しました。

表 平成 29 年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
20 箇所 (12 市町)	3,432 m ³	144 ha

※ 実績数値は、平成 30年 3月 31 日現在のものです。

実施前

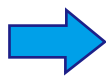


実施後



図 災害緩衝林整備事業イメージ

実施前

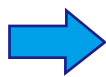


実施後



写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部の対策） 御浜町（奥ノ坪）

実施前



実施後



写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部の対策） 紀北町（道瀬谷）

崩壊土砂流出危険地区の溪流部において、流木になる恐れのある危険木を伐採・除去しました。

また、過密な状態となっている溪流部の調整伐を実施しました。

このことにより、立木が大径化し、上部から流出した土砂等に対する森林自体の抵抗力の増加が期待できます。

●土砂・流木緊急除去事業

平成 29 年度は、5 箇所を実施しました。

表 平成 29 年度土砂・流木緊急除去事業実績

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
5 箇所 (5 市町)	16,309 m ³	148 m ³

※ 実績数値は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものです。



写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況 松阪市（大崩）

崩壊土砂流出危険地区の森林を対象に、治山施設等に異常に堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去しました。

4 評価委員会における第三者評価

●災害緩衝林整備事業

<継続が妥当である>

当事業により洪水の際の流木の発生を抑える効果や、溪流沿いにおいて調整伐を行い大径木化することにより、災害の発生を低減する効果は認められる。

また、地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、事業を実施したことは評価できる。

ただし、森林の整備を進め、その機能を高めることによって流木の発生を抑止することには限界があることから、当事業のみならず、他の有効な事業を複合的に進めることによって、減災に資することを考慮する必要がある。

今後は、流木・倒木の撤去や溪流沿いの災害緩衝林の整備とあわせて、その周囲を含めた広範囲な「災害に強い森林づくり」が進むよう、施策を展開されたい。

●土砂・流木緊急除去事業

<取組が優れている>

近年、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、溪流内や既存の治山施設に異常に堆積した土砂や流木の撤去は継続して実施する必要があり、有効な事業である。

また、地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、事業を実施したことは評価できる。

今後は、引き続きこの事業の効果を周知して県民と共有するとともに、治山施設が長期的に溪流部の山脚を固定する効果を発揮し、森林の造成・維持に資するよう、事業を継続されたい。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績3,321千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な施策の展開を支援することにより、土砂や流木を出さない森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 溪流内の倒木や流木の除去
・実施主体：市町

3 平成 29 年度事業の実施状況

平成 29 年度は、溪流内の倒木や流木の除去に 3 町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	0	0	0	0
南伊勢	2 町	2 事業	1,729 千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	1 町	1 事業	1,592 千円	0
合 計	3 町	3 事業	3,321 千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【溪流倒木等処理事業】（大台町）

過去の台風や集中豪雨により発生した山間部溪流沿いの倒木や流木を伐採、除去しました。今後の豪雨等による下流への流出を抑制し、流域広範囲にわたる住民の安全・安心につながりました。実施箇所：2箇所 倒木等の処理量：68 m³

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

効果が広範囲にもたらされる箇所における取組を県が行い、市町がそれぞれの実情に応じた、流木・倒木等を伐採撤去するなど減災につながる取組を行っていることを評価する。今後は、引き続き県と市町の役割分担を踏まえ、市町においてもこの取組が実施され、県民の安全・安心に繋がるよう、みえ森と緑の県民税市町交付金を効果的に活用されたい。

Ⅱ 暮らしに身近な森林づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績160,883千円)

ほか市町基金の活用4,430千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしに関わりの深い森林における生活環境の保全や向上のために必要な施策の展開を支援することにより、暮らしに身近な森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 里山や竹林の整備
- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
- その他、暮らしに身近な森林づくり（病虫被害木の伐倒駆除や防除、森林の針広混交林化）

・実施主体：市町

3 平成 29 年度事業の実施状況

- 里山や竹林の整備

平成 29 年度は、7 市町が取り組みました。

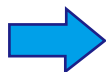
表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	3 市町	3 事業	14,120 千円	0
南伊勢	3 市町	3 事業	60,619 千円	0
伊賀	1 市	1 事業	4,953 千円	0
尾鷲熊野	0	0	0	0
合 計	7 市町	7 事業	79,692 千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



実施前



実施後

写真【暮らしに身近な森林整備事業】（鳥羽市）

荒廃し、放置された里山や集落周辺で倒木などによる危険がある森林を整備しました。森林を整備したことで、森林機能が回復し、イノシシなどの野生獣の出没回数が減り、農地が守られました。 森林整備面積：11.17ha

- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
平成 29 年度は、12 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	2市	2事業	3,374千円	0
南伊勢	4市町	4事業	25,229千円	0
伊賀	1市	2事業	3,832千円	0
尾鷲熊野	5市町	7事業	15,737千円	2,720千円
合 計	12市町	15事業	48,172千円	2,720千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【学校林整備事業（川島小学校）】（四日市市）

小高い丘の上であり、周囲に竹林や多数の樹木がある川島小学校において、スズメバチやマムシが生息している密集した竹林等を整備しました。危険がある樹木や竹林を伐採したことで、児童が通学時に不安を感じることはなくなりました。 伐採した危険木：19本

4 評価委員会における第三者評価

＜継続が妥当である＞

危険木の除去や森林病害虫対策、住民等による里山整備など、地域の安全につながる暮らしに身近な森林づくりがなされており、評価できる。

一方で、事業費の根拠や当該税を活用して整備する必要性の説明が不足している事業、実施方法の工夫が必要な事業も見受けられる。

今後は、引き続き実施方法や整備の必要性について十分に検討し、地域の自助努力を促しつつ、地域の実情にも言及し、透明性の高い発注方法を取り入れるなど、実績報告書には詳細に記載されたい。

Ⅲ 森を育む人づくり

1-1 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績27,340千円/H29計画27,195千円)

1 事業の目的

- 森林環境教育・木育指導者育成などにより、森林環境教育・木育を推進します。
- 森づくりに関する技術研修会などの開催により、森づくりを推進します。

2 事業の内容

●みえ森づくりサポートセンターの設置

地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るため、総合窓口として「みえ森づくりサポートセンター」を設置します。

みえ森づくりサポートセンターでは、市町や学校、森林環境教育・木育指導者（森のせんせい）等からの森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談に随時対応し、活動のコーディネートや森林環境教育・木育に関する情報収集と発信、普及啓発を行います。

●森林環境教育・木育の教材の提供とイベントの開催

小学5年生の社会科教科書に対応した森林環境教育・木育の副読本を配布します。

また、森林や木にふれ、楽しみながら森林や木のことを知るためのイベントを開催します。

- ・実施主体：県

3 平成29年度事業の実施状況

●みえ森づくりサポートセンターの運営

地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るための総合窓口として「みえ森づくりサポートセンター」を運営しました。

表 森林環境教育・木育指導者育成研修

実施回数	延べ受講者数
15回（9種類）	119人、2団体



写真 森林環境教育基礎講座（知識編）

森林が持つ多面的機能の講話を聴講したあと、フィールドの散策とディスカッションを行い、指導者としての基礎知識の向上を図りました。

表 森林環境教育・木育コーディネーター実績

実施回数	参加者数	備考
15回（9市町）	850人	小学校7校、中学校2校、その他6箇所



写真 森林環境教育・木育コーディネーター
「森林のはたらきや木材利用について考えよう
～ 樹名板作り～」

表 三重県の木のおもちゃを体験できる『ミエトイ・キャラバン』開催実績

実施回数	備考
22回（12市町）	四日市市、鈴鹿市、東員町、津市、松阪市、鳥羽市、志摩市、大紀町、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市



写真 ミエトイ・キャラバン
三重県産の木材で作られている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、各種イベントで体験できる「ミエトイ・キャラバン」を出展しました。

表 森づくり活動研修実績

実施回数	参加者数
4回（4種類）	81人



写真 森づくり活動スキルアップ講座
竹林対策講習を開催し、竹林整備の作業実習と、竹を活用したドーム状のテント「スタードーム」くりを実施しました。

●森林環境教育・木育の教材の提供

全ての小学校での活用が可能な教材として、小学5年生の社会科教科書に対応した森林環境教育・木育の副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を配布しました。

●イベントの開催

森林環境教育や木育の輪を広げていくため、森林や木のことを楽しみながら学んでいただけるイベント「みえ子ども森の学びサミット」を開催しました。

また、全国から集まった児童による森林環境学習の発表や、先生や有識者による意見交換などを通じて、小学校における森林環境教育の輪を広げて行くことを目的に、平成26年度から全国各地で開催されている「学校の森・子どもサミット」が三重県と愛知県で開催されました。県内からは大台町立宮川小学校と名張市立薦原小学校が参加し、大台町の豊かな自然の中で、全国の小学生と交流を深めました。



写真 みえ子ども森の学びサミット
(森の学び取組発表会)

小学校などで行った森林環境教育について、学んだことや、その感想を児童、生徒が発表しました。



写真 学校の森・子どもサミット

三重中学校・高等学校の生徒のサポートにより、小学生による森の健康診断が実施されました。

4 評価委員会における第三者評価

＜継続が妥当である＞

みえ森づくりサポートセンターの活動が前年度以上に進んでおり、現場で活躍できる森林環境教育・木育指導者が育まれている。

特に、小学5年生を対象にしたテキストを学校に配布するなど、学校教育と連携した取組を評価する。

今後は、引き続き、木を使うことで森林の恵みを暮らしに取り入れている「森と人との関わり」についての学習や、野外での体験学習を継続されたい。

また、学校教育における取組が進むよう、県、市町は、学校へ積極的にアプローチするとともに、教育委員会と連携されたい。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績111,896千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森や緑を大切に思い・育む人づくりのための施策の展開を支援することにより、森を育む人づくりを推進します。

2 事業の内容

- 住民対象の森林環境教育
 - 小中学生対象の森林環境教育
 - 木製遊具等の配布や導入
 - その他、森を育む人づくり
(小中学校等への木製家具等の導入、住民対象の啓発イベントの開催、森林環境教育施設の整備等)
- ・実施主体：市町

3 平成 29 年度事業の実施状況

- 住民対象の森林環境教育
平成 29 年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	3市	6事業	8,879千円	0
南伊勢	2市町	2事業	545千円	0
伊賀	1市	1事業	369千円	0
尾鷲熊野	1町	1事業	1,000千円	0
合 計	7市町	10事業	10,793千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【里山体験事業】(志摩市)

里山を守り、生かしていくために、子どもや市民に里山の大切さを伝えることを目的として、体験学習を行いました。

森林保全講習会や山の恵み講習会に多くの方が参加し、森林が持つ多面的機能の理解と関心を深めていただきました。参加者：延べ108人

●小中学生対象の森林環境教育

平成 29 年度は、6 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	1 市町	1 事業	2,339 千円	0
南伊勢	2 市町	2 事業	2,964 千円	0
伊賀	2 市	2 事業	2,376 千円	0
尾鷲熊野	1 町	1 事業	455 千円	0
合 計	6 市町	6 事業	8,134 千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【森と緑の生涯学習事業】（鈴鹿市）

鈴鹿市立公民館において、木工教室やフィールドワーク、製材所見学などの森林環境学習「森と緑の生涯学習」を実施しました。

参加者は各館の工夫された企画に参加し、森や緑の大切さについて理解を深めました。

実施箇所数：11公民館



写真【森林環境教育事業】（南伊勢町）

南伊勢町内の小学生を対象に、森や緑について学び、南伊勢町の森林や木材にふれあうことを目的とした木育教室を実施しました。

子どもたちは、森のせんせいから森のお話を聞いたあと、木工工作や丸太切りを体験して森林への興味を深めました。

実施箇所数：1 校



写真【森林環境教育推進事業】（名張市）

森林環境教育の重要性が高まる中、初等教育の課程において森林・自然への理解や関心を高めるため、森林環境教育を行う小学校を支援しました。

子どもたちは、自然に関するクイズラリーをしながら身近な森を散策し、里山の役割について学習しました。

実施箇所数：1 校

●木製遊具等の配布や導入

平成 29 年度は、8 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	4 市町	5 事業	9,364 千円	0
南伊勢	1 市	1 事業	1,350 千円	0
伊賀	2 市	2 事業	6,889 千円	0
尾鷲熊野	1 町	1 事業	680 千円	0
合 計	8 市町	9 事業	18,284 千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【木に親しむ備品購入事業】
(鳥羽市)

小さな頃から木に触れることにより、県産木材に対する愛着と森林を大切にすることを育むため、鳥羽市内の9箇所の保育所に机や椅子、積み木などの木製備品を設置しました。

4 評価委員会における第三者評価

＜継続が妥当である＞

県産材を活用した木質化や木製品導入と合わせた森林環境教育や幼少期からの木育などが実施され、取組内容も年々工夫され、幅広い世代の森を育む意識の醸成につながったと評価できる。特に、学校林など、子どもたちが森に触れ、木の成長や生き物との関係を学べる環境の整備を高く評価する。一方で工法や樹種の選択、事後のフォローアップなど、事業の進め方について工夫の余地がみられる事業もあった。

今後は、持続的に事業の効果があがるよう、引き続き野外体験のためのフィールド整備や、県産材を活用した木育の実施など、さらに充実した取組となるよう工夫されたい。

学校教育における取組については、県、市町は、学校へ積極的にアプローチするとともに、教育委員会と連携されたい。

IV 木の薫る空間づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績306,308千円

ほか市町基金の活用27,086千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしや公共空間における幅広い用途での木材利用などの施策の展開を支援することにより、木づかいを通じて森林を支える社会づくりを推進します。

2 事業の内容

- 公共施設等への木製品配備
 - 公共施設等の木造・木質化
 - その他、木の薫る空間づくり
(県産材利用住宅等への支援、木質バイオマス利用促進)
- ・実施主体：市町

3 平成29年度事業の実施状況

- 公共施設等への木製品配備
平成29年度は、13市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	6市町	8事業	46,543千円	22,028千円
南伊勢	4市町	4事業	18,420千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	3市町	4事業	19,331千円	0
合計	13市町	16事業	84,294千円	22,028千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【木製品導入事業】(御浜町)

平成19年の災害で折損した御浜町引作地区にある大楠の枝を利用し、御浜町役場で使用する木製品を作成しました。

引作の大楠は三重県の天然記念物に指定されています。町民の方からは、「町民に縁のある楠を有効活用できて、また身近に感じられて嬉しい」などの声をいただいています。

● 公共施設等の木造・木質化

平成 29 年度は、18 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	6 市町	6 事業	35,431 千円	4,348 千円
南伊勢	6 市町	9 事業	86,084 千円	379 千円
伊賀	1 市	2 事業	2,772 千円	0
尾鷲熊野	5 市町	6 事業	57,073 千円	332 千円
合 計	18市町	23事業	181,361 千円	5,058 千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【公共施設木造化事業】（紀宝町）

紀宝町飯盛地区の高台一時避難場所における、県産木材を利用した防災施設の建築を支援しました。施工は飯盛地区自主防災会が行いました。「非常食を備蓄する場合、通気性の面から、金属製より木造が適していると思う」などの声をいただいています。

4 評価委員会における第三者評価

＜継続が妥当である＞

県民の生活に身近な市町の施設や公園などに県産材を活用したことにより、木質の建物や木製品の心地よさが感じられる機会が増え、利用者の意識向上につながっていると評価する。一方で、十分に木の温もりが感じられないような施設の部分的な木質化や一部に木材を用いているに過ぎない備品の導入に留まっているような事業も一部に見受けられる。

今後は、木の薫る空間が「県民全体で森林を支える社会づくり」につながるよう、さらに木材の良さを積極的に伝えて県民の行動を促し、森林について学ぶきっかけとしていくことが望まれる。

なお、整備した備品及び施設については、引き続き適正な維持管理に努められたい。

V 地域の身近な水や緑の環境づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績41,367千円

ほか市町基金の活用12,408千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備などの施策の展開を支援することにより、身近な水や緑の環境づくりを推進します。

2 事業の内容

- 身近な公園等の整備
 - 保育園や公園等の緑化
 - その他、地域の身近な水や緑の環境づくり
(緑化活動の支援)
- ・実施主体：市町

3 平成 29 年度事業の実施状況

- 身近な公園等の整備

平成 29 年度は、6 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	2 町	2 事業	25,198 千円	12,408 千円
南伊勢	1 町	1 事業	2,998 千円	0
伊賀	1 市	3 事業	1,381 千円	0
尾鷲熊野	2 市町	2 事業	9,043 千円	0
合 計	6 市町	8 事業	38,621 千円	12,408 千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【森林公園等環境活用整備事業】(名張市)

自然に親しむ豊かな生活環境づくりを進めるため、地域住民等によるボランティア組織が、市民の憩いの場である森林公園などを整備する活動を支援しました。活動された方からは「子どもたちの森林環境教育に活用することができ、やりがいを感じた」などの声をいただいています。

● 保育園や公園等の緑化

平成 29 年度は、4 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H29交付金	市町基金活用
北伊勢	3 町	3 事業	2,410 千円	0
南伊勢	1 町	1 事業	120 千円	0
伊賀	0	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0	0
合 計	4 市町	4 事業	2,530 千円	0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【森と緑とふれあう環境づくり事業】
(朝日町)

朝日町の幼保一体化施設「あさひ園」の園庭を芝生で緑化し、緑に触れながら育つ環境にしました。園児は芝生のうえを裸足で遊ぶなど、緑の心地よさを実感しているようです。

4 評価委員会における第三者評価

<継続が妥当である>

住民団体等が身近な公園や緑の環境整備に参画するなど、緑の環境づくりとあわせて森林環境教育・木育を行った事業は、森林が持つ課題や県産材を使う価値を伝える良い機会となるため、評価できる。

今後は、整備した環境を森林環境教育・木育に活用するなど、住民の意識向上や学習につながるよう工夫されたい。

また、整備された箇所については、引き続き適正な維持管理に努められたい。

なお、誰もが森林に親しむために必要なハード施設（遊歩道など）を整備する場合には、単価や予算、景観への配慮など、全体のバランスを考慮し、実績報告書には詳細に記載されたい。

VI みえ森と緑の県民税の制度運営

1-1 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(みえ森と緑の県民税充当額H29実績4,665千円/H29計画5,500千円)

1 事業の目的

- みえ森と緑の県民税の周知を通じた森づくりの重要性などの普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行い、制度の円滑な運営を図ります。

2 事業の内容

- みえ森と緑の県民税評価委員会の運営
- みえ森と緑の県民税の広報
- ・実施主体：県

3 平成 29 年度事業の実施状況

- みえ森と緑の県民税評価委員会の運営

みえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づいてみえ森と緑の県民税評価委員会を開催しました。

なお、みえ森と緑の県民税条例及びみえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づく「概ね5年ごとに行うみえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」のため、定例で開催している評価委員会に加えて、追加開催し、ご議論いただきました。

表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：平成30年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
大浦 由美	和歌山大学観光学部教授	学識経験者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスアドバイザー	NPO 活動
玉置 保	紀北町立紀北中学校校長	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
矢田 真佐美	三重県地域婦人団体連絡協議会理事	消費者
吉田 正木	吉田本家山林部代表	林業

※ 五十音順・敬称略 平成 30年 3月末現在

【平成 29 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 日時 平成 29 年 7 月 10 日（月）10 時 00 分から 12 時 00 分
- 場所 三重県教育文化会館 5 階 大会議室
- 出席委員 9 名（欠席 1 名）
- 議題
 - (1) 平成 28 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

5 傍聴者 17名

6 議事概要

平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、議題抽出のために各委員が事前評価を行い、今回の委員会では、議論により事前評価が変わる可能性のある事業を中心に議論していただきました。

【平成29年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会】

1 日時 平成29年8月21日(月)14時30分から17時00分

2 場所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

3 出席委員 10名(欠席なし)

4 議題

- (1) 平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価
- (2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討
- (3) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業計画の報告

5 傍聴者 7名

6 議事概要

平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、総合評価が全て「継続が妥当である」となった集計結果を報告した後、評価委員会による知事への答申がとりまとめられました。

また、みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討のため、県が行った意見聴取の結果を報告しました。主なご意見は次のとおりです。

- ・e-モニターへの電子アンケートと対面でのアンケート調査は、データとして同等に扱えないのではないかと。e-モニターとワークショップに出向いた方や、世代別のクロス集計をしてみてもどうか。
- ・既に多様な主体に対して意見聴取をしており、非常に取組が進んでいると思う。一方で、このような調査をする場合、森林・林業分野の範囲しか意見を聞きとれていないことも多々あるので、学校関係などのルートからも意見を聞き取ると、より意見に幅がでると思う。
- ・みえ森と緑の県民税の特徴は、市民や市民団体などのステークホルダーは行政と連携して、政策や施策に関与しないと活用できない、というところにあると思うし、効果的だと思っているが、実際の当事者とメリットや課題について話をすると良い。

【平成29年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会】

1 日時 平成29年11月21日(火)13時30分から16時30分

2 場所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

3 出席委員 6名(欠席4名)

4 議題

- (1) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討

5 傍聴者 9名

6 議事概要

平成29年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会においてご意見をいただいた情報収集の結果を報告するとともに、みえ森と緑の県民税基金事業を活用している当事者と意見交換を行う時間を設けました。

また、みえ森と緑の県民税の施行状況や国が導入を検討している森林環境税(仮称)の状況を報告し、今後、検討を進めるにあたっての論点が整理されました。整理された論点は次のとおりです。

- ・論点1：みえ森と緑の県民税制度の継続
平成26年4月にみえ森と緑の県民税が導入されてから、平成30年度末をもって5年が経過するが、平成31年度以降も制度を継続するのか。
- ・論点2：2つの基本方針と5つの対策
2つの基本方針とそれに伴う5つの対策について、どう考えるのか。
- ・論点3：事業実施の3原則と新たな取組の実施
市町交付金事業実施の3原則をどう考えるのか。また、県民ニーズの把握や事業の検証結果等から、新たな取組を行う必要はないのか。
- ・論点4：税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税（仮称）との関係
税額・税率、年度ごと及び県と市町の税の配分、5年間の必要経費について、どう考えるのか。また、国が導入を検討している「森林環境税（仮称）」との関係をどのように整理するのか。

【平成 29 年度第 4 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 30 年 1 月 15 日（月） 14 時 30 分 から 16 時 30 分
- 2 場所 三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂
- 3 出席委員 9 名（欠席 1 名）
- 4 議題
 - (1) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討
 - (2) 平成 29 年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告
- 5 傍聴者 6 名
- 6 議事概要

みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について、平成29年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会において整理された論点に沿って議論され、平成31年度以降のみえ森と緑の県民税制度の素案がとりまとめられました。

また、平成29年度基金事業の進捗を報告しました。

【みえ森と緑の県民税の施行状況の検討にかかる県民等の意見聴取】

みえ森と緑の県民税の施行状況の検討にあたり、市町及び関係団体、公立小中学校、県民を対象に、アンケート調査等による意見聴取を行いました。意見聴取の結果は平成29年度第2回及び第3回みえ森と緑の県民税評価委員会で報告しました。

表 調査対象等

対 象	方 法	期 間	そ の 他
市 町	書面による意見照会	6月30日から7月21日	対象：県内29市町
関係団体	書面による意見照会	6月30日から7月21日	対象：森林・林業関係団体 県内森林組合
小中学校	電子アンケート	9月14日から10月9日	回答数：252校/公立536校
県 民	e-モニターへのアンケート	5月22日から6月5日	回答数：835人/対象者1,172人
	イベント会場でのアンケート	5月13日から8月10日	回答数：328人 調査地域：四日市市、桑名市、 鈴鹿市、亀山市、 川越町
	ワークショップでのアンケート	6月14日から7月19日	回答数：266人 調査地域：県内全域（13会場）



写真 みえ森づくりワークショップ

施行状況の検討に際し、取組に対する県民のニーズを把握するため、県民参加のワークショップを開催しました。あわせて、参加者の森林・林業に関する現状や取組内容の理解を深め、活発な意見交換を促すため、新たなカードツールを開発し、使用しました。

ワークショップは県内9会場と大学生対象の3会場、中・高校生対象の1会場で開催し、延べ266名の方に参加いただきました。

●みえ森と緑の県民税の広報

リーフレット等の作成や平成28年度事業成果発表会の開催、平成28年度事業成果報告書の作成などにより、平成28年度の取組内容を広報し、制度への県民の理解を促進しました。

また、クリアフォルダなどの啓発物品を作成し、市町及び各種イベント等での広報活動に活用しました。



写真 【平成29年度版ポスター】



写真 【啓発物品 三重県の木のしおり】

4 評価委員会における第三者評価

＜継続が妥当である＞

成果発表会を開催し県民に報告の場を設けるなど、県、市町ともに、継続的に広報活動に力を入れており、評価できる。

また、みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討にあたっては、多様な主体から当該税や制度の改善に対する意見について、ワークショップの開催やアンケート調査を行うなど情報収集されている。

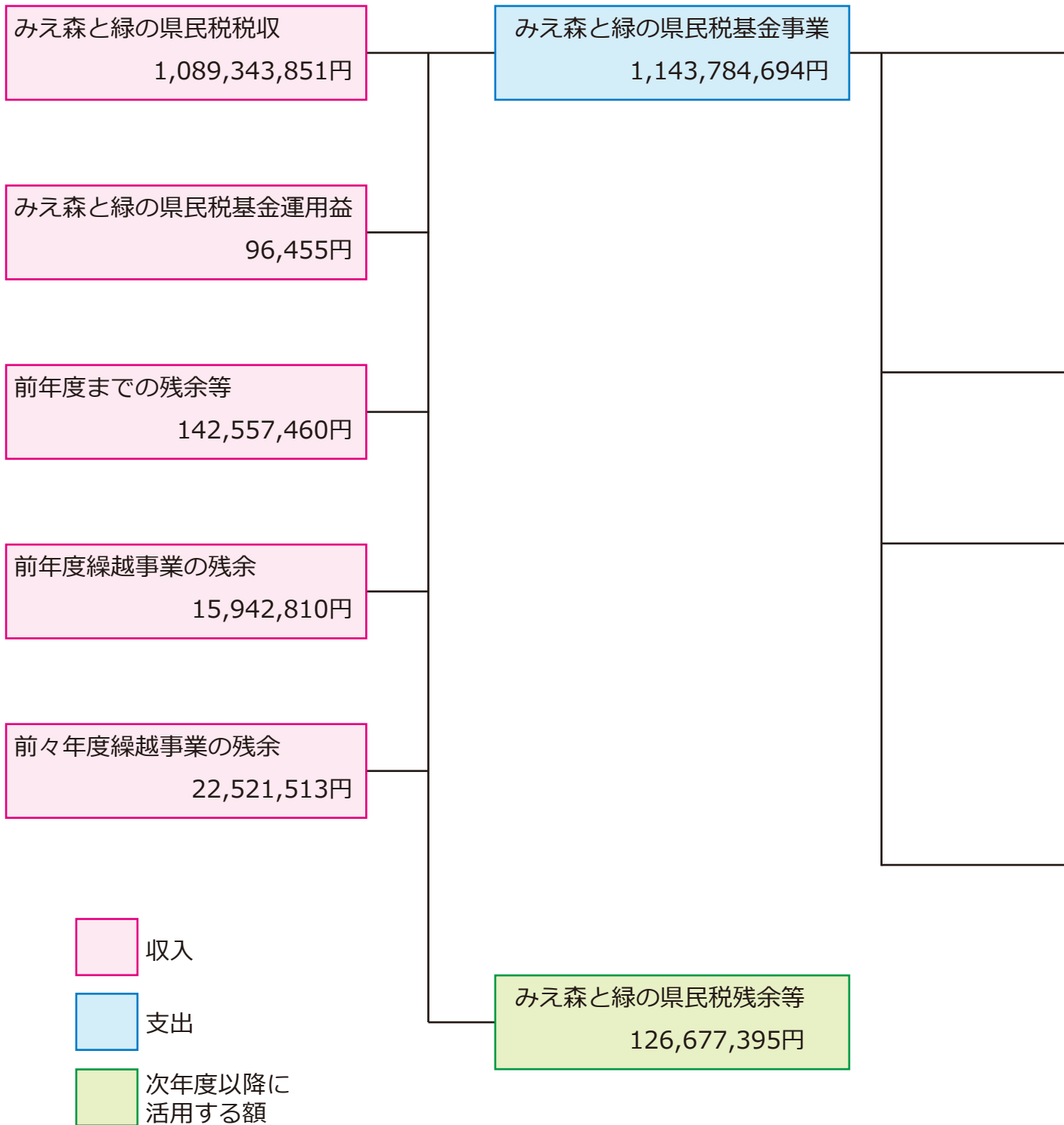
今後は、みえ森と緑の県民税の趣旨や成果とあわせて、従来から実施されている事業や森林環境譲与税（仮称）を活用して様々な森林・林業の課題に対応していることも周知されるよう、工夫されたい。

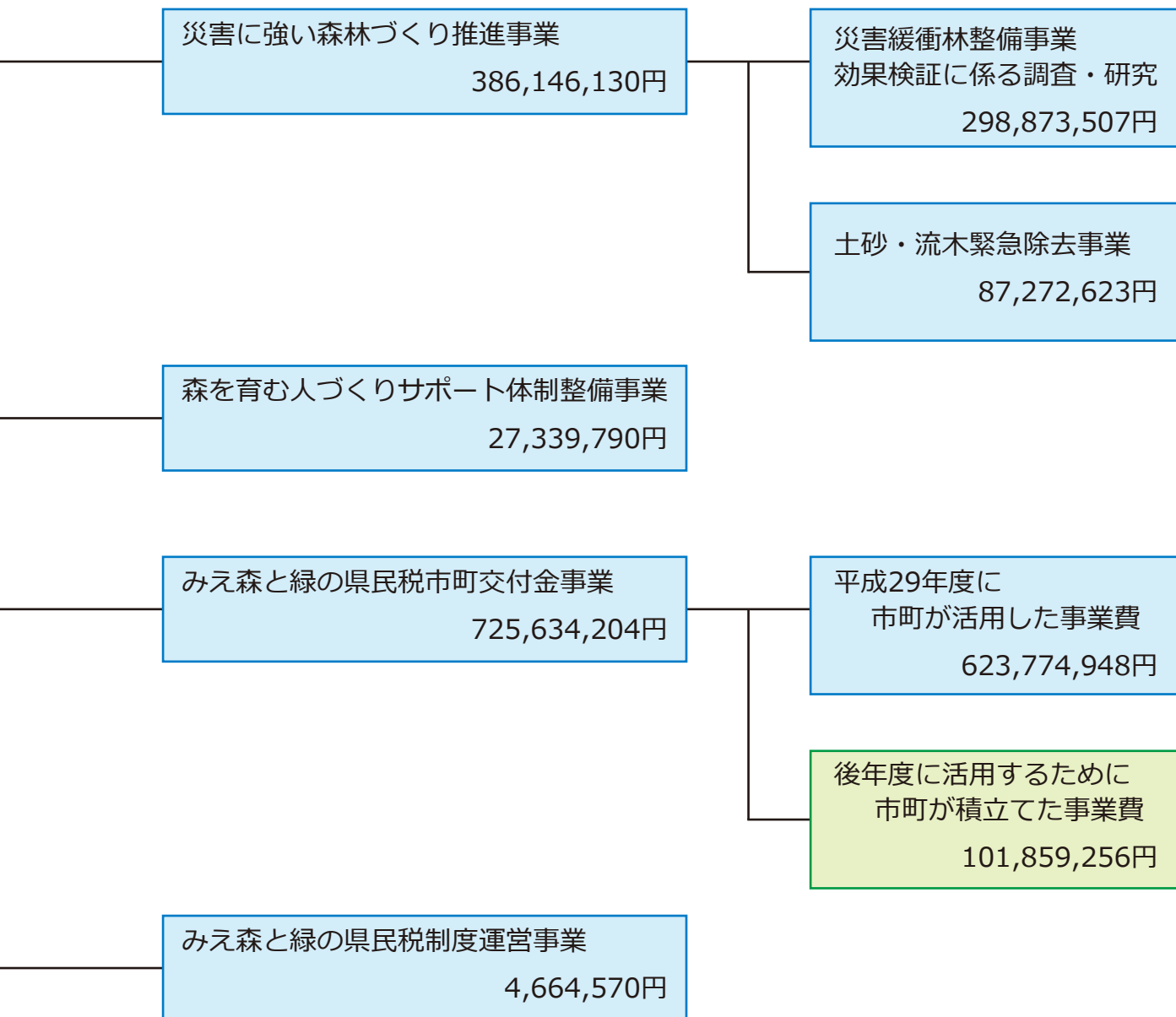
また、評価委員会における制度の検討によって、改善やブラッシュアップした部分を県民に分かりやすく広報されたい。

なお、評価委員会による事業評価を行うにあたり、その評価に至ったプロセスでの議論や注釈などを追記することや、森林や木材、公共事業などに精通した方の意見を聴取するなど、改善に向けたよりの確な評価と提言ができるよう運営されたい。

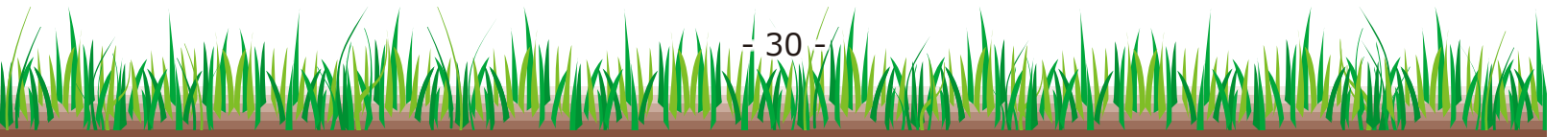
第4 資料編

平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成





※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 117,460,000円を含みます。



災害に強い森林づくり推進事業 実施箇所

1 災害緩衝林整備事業

市町	大字等	地区名	危険木等 除去体積	調整伐面積
亀山市	関町市之瀬	上野	74 m ³	1.60 ha
亀山市	関町坂下	大瀧	49 m ³	3.65 ha
亀山市	加太神武	奥平	233 m ³	5.72 ha
津市	芸濃町河内	中ノ谷	196 m ³	12.00 ha
津市	安濃町草生	峯山（北大谷川）	470 m ³	14.28 ha
津市	安濃町草生	峯山（大谷川）	97 m ³	5.21 ha
松阪市	柚原町	寺谷	35 m ³	1.27 ha
松阪市	飯高町粟野	風の谷	233 m ³	5.47 ha
松阪市	飯南町深野	ケンノ谷	22 m ³	0 ha
多気町	長谷	坂本	75 m ³	2.52 ha
多気町	鋤形	卯山	98 m ³	0 ha
大台町	栗谷	宮の谷 1	461 m ³	15.89 ha
度会町	栗原	本郷	57 m ³	4.47 ha
大紀町	永会	岩瀬谷	40 m ³	20.73 ha
大紀町	柏野	檜谷	35 m ³	11.55 ha
伊賀市	川北	一本松	86 m ³	6.63 ha
伊賀市	広瀬	コ口谷	67 m ³	5.10 ha
紀北町	島原	道瀬谷	28 m ³	0.81 ha
紀北町	十須	柏八谷	111 m ³	3.23 ha
紀北町	十須	大野内	40 m ³	0 ha
熊野市	神川町	柳谷	22 m ³	8.34 ha
御浜町	阪本	奥ノ坪	351 m ³	6.75 ha
紀宝町	桐原	大地山	553 m ³	8.42 ha
合 計		20 箇所	3,432 m ³	143.64 ha

※ 実績数値は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものです。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

※ 以下の 3 箇所については、今年度以前にカウントした箇所であるため、合計箇所数から控除（マイナス 3 箇所）しています。

松阪市飯南町深野ケンノ谷 と 多気町鋤形卯山 は、平成28年度に整備した箇所が、平成29年10月の台風21号により風倒被害が発生したため、平成29年度に被害木を早急に除去しました。
紀北町十須大野内 は、平成27年度に下方道路被災により危険木が搬出できなかったため、平成29年度に危険木を除去しました。

2 土砂・流木緊急除去事業

市町	大字等	地区名	土砂撤去堆積	流木撤去堆積
亀山市	関町加太板屋	千代ヶ萩	73 m ³	10 m ³
松阪市	飯高町舟戸	大崩	4,652 m ³	13 m ³
大台町	桧原	東又谷	11,422 m ³	0 m ³
紀北町	小浦	桜谷	0 m ³	105 m ³
熊野市	紀和町湯ノ口	野放	162 m ³	19 m ³
合 計		5箇所	16,309 m ³	148 m ³

※ 実績数値は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものです。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

森を育む人づくりサポート体制整備事業 実績一覧

1 森林環境教育・木育指導者養成講座等

講座名	内容など	受講人数	募集人数
森林環境教育指導者養成講座（知識編）	基礎的な知識の習得 ①講話：「森林の多面的機能について」 ②散策とディスカッション：「森林への気づきや疑問に関すること」	14人	15人
森林環境教育指導者養成講座（技術編）	インタープリター養成研修 伝える（解説する）技術(インタープリテーション技術)の習得	15人	15人
森林環境教育指導者養成講座（実践編）	森のせんせい企画・実践能力の養成 森の学校の企画・開催、グループ対応 県内7か所で開催	13人 2団体	-
森林環境教育指導者養成講座（木育編）	木育インストラクター養成講座 木育に関する基礎知識の習得	20人	30人
クップ普及指導員養成講習会	木で遊ぶニュースポーツ「クップ」の指導者養成講習会	24人	20人
森のせんせいスキルアップ講座 （LEAFローカルインストラクター編）	LEAFローカルインストラクター研修（コーディネーター育成研修） 森林環境教育プログラムの体験を通じ、企画手法を学習	6人	10人
森のせんせいスキルアップ講座 （コミュニケーション編）	森林環境教育インタープリター能力向上研修 インタープリターとしてのコミュニケーション能力の習得	11人	20人
森のせんせいスキルアップ講座 （森林・林業体験活動安全管理編）	森林・林業体験・学習安全研修 野外活動にあたってのリスク管理能力向上、対処方法や応急処置技術の習得、リスクマネジメント・ファーストエイドなど	9人	15人
森づくり活動研修	実際の林業作業を実践、体験することで幅広い知識と技術を習得するための植樹体験	7人	5～10人

2 学校教職員森林環境教育講座

講座名	内容など	受講人数	募集人数
学校教職員森林環境教育講座	学校教職員テーマ研修 授業での実践方法の習得 座学：「森林環境教育を学校で始めるために」 実習：「子どもたちと簡単にできる校庭の木の調べ方」	30人	30人

3 森林環境教育・木育コーディネート実績

市町	学校名
桑名市	放課後児童クラブ レインボー駅前
	放課後児童クラブ 長島中部学童保育 レインボー
鈴鹿市	市立椿小学校
	県立飯野高等学校
いなべ市	大安中央児童センター
川越町	川越町おひさま児童館
津市	きたりっせい 市立北立誠小学校
	みなみりっせい 市立南立誠小学校

市町	学校名
津市	<small>くしがた</small> 市立櫛形小学校
	市立一身田中学校
	市立南が丘中学校
松阪市	市立柿野小学校
玉城町	町立有田小学校
南伊勢町	町立南島西小学校※
熊野市	くまのっ子学童クラブ
	みはまっ子学童クラブ

※ 南伊勢町立南島西小学校の出前授業は、南伊勢町がみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、みえ森づくりサポートセンターがコーディネートして実施した事例です。

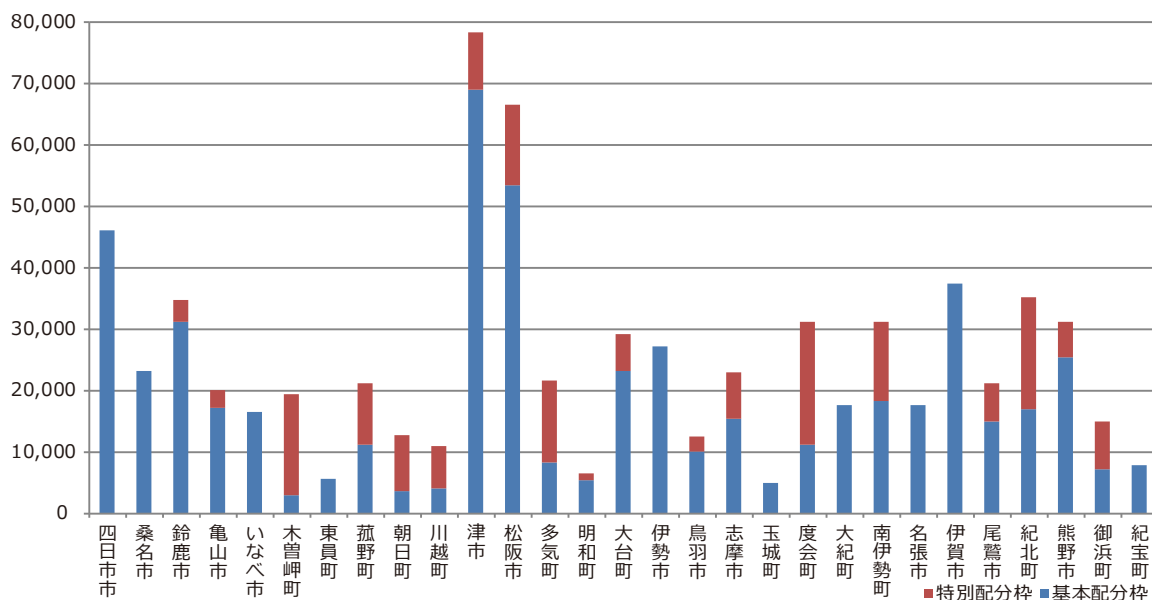
4 ミエトイ・キャラバン出展実績

市町	イベント名
四日市市	春のキッズエコフェア
	夏のキッズエコフェア
	森のオープンデー
	秋のキッズエコフェア
	森つなぎプロジェクト2017
鈴鹿市	鈴鹿市植木まつり第41回
東員町	ミエトイ・キャラバンin東員
津市	三重の木ふれあいday 木育広場
	美杉なあなあまつり
	みえ花フェスタ
	三重県林業研究所一般公開
	多面的機能の維持・発揮活動 第10回みえのつどい

市町	イベント名
津市	三重まるごと自然体験フェア
松阪市	みえ子ども森の学びサミット
伊勢市	伊勢市環境フェア
鳥羽市	真珠のように輝く植樹祭
志摩市	GWは木とふれあおう ミエトイ・キャラバン
大紀町	GWは木とふれあおう コドモマルシェ
名張市	とれたて！なばり2017
尾鷲市	尾鷲ヒノキふれあいフェスタ
紀北町	木育広場であそぼう！！ in始神テラス
熊野市	紀和ふるさとまつり

みえ森と緑の県民税市町交付金事業実績

1 市町別実績



2 対策区分別実績

対策区分別取組件数と交付金額

対策区分	取組件数		H29交付金額 (円)	市町基金活用 (円)
	事業数	市町数		
対策区分 1	3	3	3,320,923	0
対策区分 2	31	21	160,882,547	4,429,702
対策区分 3	32	19	111,896,194	0
対策区分 4	46	24	306,308,124	27,086,320
対策区分 5	14	10	41,367,160	12,407,705
基金積立	9	8	101,859,256	0
合計	135	-	725,634,204	43,923,727

- ※ 対策区分 1 土砂や流木を出さない森林づくり
- 対策区分 2 暮らしに身近な森林づくり
- 対策区分 3 森を育む人づくり
- 対策区分 4 木の薫る空間づくり
- 対策区分 5 地域の身近な水や緑の環境づくり
- 基金積立 (後年度に活用するための市町による積立)

3 市町別実績一覧

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金活用 (千円)
四日市市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	学校林整備事業(川島小学校)	小学校におけるの危険木及び繁茂した竹林の整備	2,877	0
	3	森林環境教育施設の整備等	学校林整備事業(内部東小学校)	小学校学校林における遊歩道の整備及び危険木等の伐採	12,199	0
	4	公共施設の木造、木質化	茶葉振興センター移転整備事業(木質化)	地域の特産品 P R 施設の木質化	1,480	0
	4	公共施設への木製品配備	茶葉振興センター移転整備事業(備品購入)	地域の特産品 P R 施設への木製家具の導入	385	0
桑名市	4	公共施設の木造、木質化	桑名市立大山田東小学校校舎増築事業	増築する小学校の木質化	0	4,348
	4	公共施設への木製品配備	病院備品等購入事業	新病院への木製備品の導入	23,143	22,028
鈴鹿市	2	里山や竹林の整備	愛宕山等森林整備事業	荒廃した里山の整備	6,383	0
	2	病書虫被害木の伐倒駆除や防除	暮らしを守る森林保全事業	海岸林における病書虫被害木の伐倒除去及び防除	2,638	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森と緑の生涯学習事業	公民館による小学生を中心とした森林環境教育の実施	2,339	0
	3	住民対象の森林環境教育	森林環境教育事業	竹木を使用した体験講座と芝張り・植樹体験講座の開催	495	0
	3	住民対象の森林環境教育	記念樹配布事業	身近な場所での思い入れを持って樹木を育ててもらうための記念樹の配布	420	0
	3	住民対象の森林環境教育	木工工作及び木製品購入事業	図書館における木工教室の開催と木製品の導入	456	0
	3	住民対象の森林環境教育	森と親しみ、暮らしを守る啓発事業	山火事予防の啓発	4,589	0
	3	木製遊具等の配布、導入	乳児期から木にふれあう木育事業	林福運携による木製玩具の製作と子育て施設等への設置	1,200	0
	3	木製遊具等の配布、導入	公立保育所保育遊具購入事業	保育所への木のおもちゃの導入	5,717	0
	4	公共施設の木造、木質化	都市公園木造施設整備事業	都市公園における遊戯施設、休憩施設の木質化	10,424	0
	5	緑化活動の支援	緑の未来づくり事業	住民等による森林づくり活動に対する支援	118	0
亀山市	2	里山や竹林の整備	里山・竹林生活環境保全支援事業	住民等による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	2,166	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	安全な通学路整備事業	通学路沿いの危険木伐採、剪定	497	0
	2	森林の針広混交林化	鈴鹿川等源流域再生事業(環境林整備)	鈴鹿川等源流域における環境林の針広混交林化	11,232	1,710
	3	住民対象の森林環境教育	森と木材のふれあい事業	幅広い年代の市民を対象とした講座、教室の開催	2,425	0
	4	公共施設の木造、木質化	川崎小学校改築事業	教室不足に伴い建て替えを行う小学校の木質化	2,898	0
いなべ市	4	木質バイオマス利用促進	鈴鹿川等源流域再生事業(木質バイオマス利用促進)	林地残材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	681	0
	5	緑化活動の支援	緑あふれるまちづくり支援事業	企業及び地域協議会による緑化活動に対する支援	98	0
	2	森林の針広混交林化	いなべ市環境防災林整備事業	放置された山腹崩壊による土砂災害の恐れがある森林の針広混交林化	1,431	0
木曾町	3	木製遊具等の配布、導入	中学校卒業記念品配布事業	卒業記念品として中学生が製作した箸の配布	844	0
	4	公共施設の木造、木質化	複合型施設建設事業	複合型施設の木質化	2,275	計 0
東員町	4	公共施設の木造、木質化	複合型施設建設事業	複合型施設の木質化	19,340	0
	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備と人家裏や通学路沿いの危険木の除去	19,340	計 0
東員町	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備と人家裏や通学路沿いの危険木の除去	5,572	0
	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備と人家裏や通学路沿いの危険木の除去	5,572	計 0

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金活用 (千円)	
孤野町	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	病虫害被害木伐採搬出事業	道路沿いの病虫害被害木の伐採に対する支援	1,587	0	
	3	木製遊具等の配布、導入	幼児期から木に親しむ木育推進事業	子育て支援センターへの木製家具及び遊具等の導入	1,553	0	
	4	公共施設への木製品配備	木の薫る安らぎを感じる憩いの場づくり事業	子育て支援施設への木製家具等の導入	4,104	0	
	5	身近な公園等の整備	孤野富士ふるさと山の環境整備事業	孤野富士におけるバリアフリー木道、トイレ等の設計及び整備	13,889	12,407	
	5	保育園や公園等の緑化	緑と親しむ憩いの場づくりの植栽事業	子育て支援拠点施設の緑化	64	0	
				計	21,198	計	12,407
朝日町	3	木製遊具等の配布、導入	森と緑を大切に思う人づくり事業(あさひ園)	幼保一体化施設への木製遊具の導入	50	0	
	4	公共施設への木製品配備	木材利用促進事業(資料館)	町立資料館への木製棚の導入	740	0	
	5	身近な公園等の整備	森と緑とふれあふ環境づくり事業(ふれあいパーク)	展望公園(森と緑エリア)の整備	11,309	0	
	5	保育園や公園等の緑化	森と緑とふれあふ環境づくり事業(あさひ園)	幼保一体化施設の芝生による緑化(維持管理)	690	0	
					計	12,789	計
川越町	4	公共施設の木造、木質化	川越診療所待合スペース木質化事業	診療所待合スペースの一部の木質化	1,289	0	
	4	公共施設への木製品配備	川越町図書室木質品整備事業	図書室への木製家具等の導入	1,501	0	
	4	公共施設への木製品配備	川越町総合体育館1階ロビー木材利用促進事業	総合体育館への木製家具等の導入	2,678	0	
	4	公共施設への木製品配備	川越診療所待合スペース木材利用促進事業	診療所待合スペースへの木製家具等の導入	3,834	0	
	5	保育園や公園等の緑化	川越町おひさま児童館広場芝生化事業	児童館における芝生の苗植え体験	1,656	0	
				計	10,958	計	0
津市	3	住民対象の森林環境教育	津市森林環境教育事業	親子対象の間伐等の体験教室と森林環境教育の人材育成のための体験講座	493	0	
	3	森林環境教育施設の整備等	美里水源の森整備事業	水元かん養林等を活かした、子どもたちが自然を体験できる場の造成	32,018	0	
	4	公共施設への木製品配備	津市公共施設木質化事業	カソーラナ、三重県武道館、津市まん中広場への木製家具等の設置	10,159	0	
	4	県産材利用住宅等への支援	木材利用促進事業	地域産材を利用した公共施設及び住宅建設に対する支援	2,100	0	
				木質バイオマス利用促進事業	33,496	0	
				計	78,266	計	0
松阪市	2	里山や竹林の整備	里山の森林安全安心対策事業	集落周辺の荒廃森林の整備と特定水源地域の環境林の整備	39,051	0	
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境学習事業	小学校における木質化と森林環境教育の実施	2,891	0	
	3	小学校等への木製家具等導入	保育園管理運営事業	保育園への木製の机、イスの導入	15,499	0	
	4	公共施設の木造、木質化	都市公園整備事業	都市公園における東屋、ベンチの木質化	9,160	0	
				計	66,601	計	0
多気町	2	里山や竹林の整備	竹林整備事業	繁茂した竹林の伐採	13,500	0	
	3	小学校等への木製家具等導入	県産材を活用した学校机・イス整備事業	小学校への木製の机とイスの導入	8,210	0	
	3	小学校等への木製家具等導入	学校木製品購入事業	小学校への木製の机とイスの導入	21,710	0	
				計	6,476	計	0
大台町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	渓流倒木等処理事業	渓流沿いの倒木、流木の除去	730	0	
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	ほっとする道ばた森林整備事業	河川と道路間にある人工林の整備	8,728	0	
	4	公共施設への木造、木質化	木製遊具整備事業	奥伊勢フオレストピアわんぱく広場への木製遊具の設置	3,200	0	
	4	公共施設の木造、木質化	日進保育園整備事業	新築する保育園の木造化	16,619	0	
				計	29,277	計	0
伊勢市	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	森林整備事業	沿岸部の防風林における病虫害防除のための樹幹注入	1,738	0	
	4	公共施設への木造、木質化	消防団御園第3班車庫整備事業	消防団の木造車庫の新築	7,767	0	
	4	公共施設の木造、木質化	公園整備事業	県産材を使用した公園内の東屋整備	4,453	0	
					計	13,958	計

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金活用 (千円)
鳥羽市	2	里山や竹林の整備	暮らしに身近な森林整備事業	荒廃した里山の整備、農地に隣接した里山の獣害緩衝林化	8,068	0
	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	危険木伐採事業	公共施設周辺等の危険木の撤去	367	0
	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	森林環境予防保全事業	観光客等が訪れる施設周辺における病害虫防除のための樹幹注入	495	0
	3	住民対象の啓発イベント開催	植樹祭関連事業	鳥羽の日(10月8日)と合わせた記念植樹等の実施	172	0
志摩市	3	木製遊具等の配布、導入	木に親しむ備品購入事業	保育所への木製の机、イス、おもちゃの導入	1,350	0
	4	公共施設への木製品配備	地域農水産物直売所看板設置事業	地域農水産物直売所「鳥羽マルシェ」への木製看板の設置	1,944	0
玉城町	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	里海・里山保全事業	景勝地等における病害虫防除と休養の場としての機能向上のための下刈り	4,415	0
	3	住民対象の森林環境教育	里山体験事業	子どもと住民を対象とした森林に関する講習会や体験学習の実施	495	0
	4	公共施設への木造、木質化	阿児アリーナ大規模改修事業	大規模改修する阿児アリーナの内装及び家具等の木質化	17,587	0
	4	公共施設への木製品配備	里地・里山公園木質化整備事業	公園における県産材を用いた木製ベンチ等の整備	383	0
度会町	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木質化事業	小中学校特別教室等の木質化	4,990	379
	計				4,990	379
大紀町	4	公共施設の木造、木質化	庁舎整備事業	町庁舎正面玄関への木造交流スペースの整備	1,934	0
	4	公共施設の木造、木質化	長原保育所改修事業	保育室改修にあつての木質化	20,374	0
	4	公共施設への木製品配備	県産材備品購入事業	中学校の木質化	3,036	0
	5	保育園や公園等の緑化	公共施設緑化事業	小学校校庭の緑化	120	0
	計				25,464	0
南伊勢町	1	溪流内の倒木等の危険木除去	溪流倒木等処理事業	溪流沿いの倒木、流木の除去	999	0
	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	生活環境林整備事業	人家裏や通学路沿いの倒木の恐れのある危険木の除去	999	0
	3	住民対象の森林環境教育	木材利用促進・普及補助金	住民を対象とした木工教室の開催	50	0
名張市	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	危険木除去事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	15,135	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育事業	小学校における森林環境教育・木育の実施	73	0
	4	公共施設への木製品配備	町施設備品購入	町庁舎及び保育園、病院等への木製本棚の設置	13,057	0
	5	身近な公園等の整備	遊歩道整備事業	浮島パークなんどうの遊歩道整備	2,998	0
	計				31,263	0
名張市	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	危険木伐採事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	3,432	0
	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	人家裏危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	400	0
	2	森林の針広混交林化	水源林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の針広混交林化	1,782	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育推進事業	小中学校における森林環境教育に対する支援	100	0
	4	木製遊具等の配布、導入	県産材に親しむことができる木育推進事業	保育所への木のおもちゃ、机、イスの導入	3,936	0
名張市	4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	615	0
	5	身近な公園等の整備	森林公園等環境活用整備事業	地域づくり組織による公園等整備に対する支援	600	0
	5	身近な公園等の整備	学校林整備事業	学校林における遊歩道等の整備	500	0
	5	身近な公園等の整備	赤目ハイキングコース親林空間づくり事業	赤目深谷から香澤ハイキングコースに繋がる遊歩道等の整備	281	0
	計				11,646	0

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町基金活用 (千円)	
伊賀市	2	里山や竹林の整備	みんなの里山整備活動推進事業	住民団体による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	4,953	0	
	2	森林の針広混交林化	特定水源地域森林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の針広混交林化	7,700	0	
	3	小中学生対象の森林環境教育	伊賀の森っこ育成推進事業	小中学校における森林環境教育に対する支援	2,276	0	
	3	住民対象の森林環境教育	地域の森と緑のつながり支援事業	住民団体による森林環境関連イベントや研修会開催に対する支援	369	0	
	4	木製遊具等の配布、導入	伊賀市ウッドスタート事業	出生時、1歳児、3歳児への写真立て、スプーン、箸の配布	2,953	0	
	4	公共施設の木造、木質化	森のやすらぎ空間整備事業	観光協会等による町屋軒先へのパタリ床几整備に対する支援	1,000	0	
4	公共施設の木造、木質化	青山北部公園SHEEP(自然と人の縁でEnjoy Project)	公園の除草を担うヒツジの飼育に係る木柵の設置	1,772	0		
4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	2,687	0		
				計	23,710	計	0
尾鷲市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	人家裏危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	620	0	
	3	小中学校等への木製家具等導入	木とふれあう学校環境づくり事業	市町交付金事業により導入した机、イスの管理(維持管理)	112	0	
	3	木製遊具等の配布、導入	木育活動事業	保育所への木のおもちゃの導入	680	0	
	4	公共施設の木造、木質化	尾鷲市保育所整備事業	移設する保育所の木造化	19,812	0	
				計	21,225	計	0
紀北町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	河川周辺森林立枯木整備事業	河川沿いの枯損木の伐倒除去	1,592	0	
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	1,296	0	
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	集落周辺森林(里山)整備事業	住民等が行う集落周辺の荒廃した森林の整備に対する支援	247	0	
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育活動支援事業	小中学生を対象とした森林環境教育活動や木育活動の実施	455	0	
	4	公共施設の木造、木質化	ヒノキステージ整備事業	各種イベントで使用する舞台をヒノキで製作・導入	605	0	
	4	公共施設の木造、木質化	集会所整備事業	老朽化に伴い建て替える集会所の木造化	16,841	332	
4	公共施設への木製品配備	健康増進施設木製品整備事業	健康増進施設への木製品品の導入	14,194	0		
				計	35,229	計	332
熊野市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	身近なみどり整備推進事業	住民、森林所有者による集落周辺の危険木除去に対する支援	230	0	
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	暮らしを守る危険木伐採事業	集落間を結ぶ生活道路沿いの倒木等の恐れがある危険木等の伐採除去	10,605	2,720	
	4	公共施設の木造、木質化	木本小学校木質ふれあい教室整備事業	木本小学校普通教室の木質化	9,996	0	
	4	公共施設への木製品配備	木製ベンチ整備事業	公共施設及び観光施設への熊野材を活用したベンチの設置	1,632	0	
	4	県産材利用住宅等への支援	木造住宅建設促進対策事業	地域産材を使用し、モデルハウスとして提供する個人住宅建設への支援	1,028	0	
5	身近な公園等の整備	森とのふれあいの場拠点づくり事業	森や緑とふれあえる公園等の整備	7,661	0		
				計	31,152	計	2,720
御浜町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木等除去事業	集落間を結ぶ生活道路沿いにおける危険木等の伐採除去	1,890	0	
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木質化事業	小中学校の木質化	8,219	0	
	4	公共施設への木製品配備	木製品導入事業	災害により折損した引作の大櫓の枝を利用した木製品品の制作	91	0	
	4	公共施設への木製品配備	公共施設木質化事業	公共施設(多目的交流施設と直売所)への木製家具等の導入	3,414	0	
	5	身近な公園等の整備	森林公園等環境整備事業	登山道及び公園の整備	1,382	0	
				計	14,997	計	0
紀宝町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	生活環境林整備事業	公共施設の周辺や生活道路沿いの緑地における危険木等の伐採及び剪定	849	0	
	3	住民対象の森林環境教育	森と緑の環境教育事業	森や緑に関する講演会やワークショップの実施	1,000	0	
	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木造化事業	防災施設を木造で新設することに対する支援	1,600	0	
	4	木質バイオマス利用促進	木質バイオマス利用促進事業	林地残材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	46	0	
				計	3,495	計	0
8市町				後年度に活用するための基金積立	101,859		

平成29年度までの実績額等

1 平成26年度から平成29年度事業の実績額

基金事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	備考
災害に強い森林づくり推進事業	※1 338,782,897 円	※1 561,967,812 円	※1 691,335,257 円	386,146,130 円		1,978,232,096 円	※1 次年度に繰り越した後の実績額を記載しています。
森を育む人づくりサポーター体制整備事業	※2 10,243,655 円	※2 18,511,533 円	※2 28,146,843 円	※2 27,339,790 円		※2 84,241,821 円	※2 市町が基金に積み立てた金額を含んでいます。
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	263,804,440 円	393,458,830 円	394,911,565 円	725,634,204 円		1,777,809,039 円	
みえ森と緑の県民税制度運営事業	57,477,637 円	3,013,053 円	3,434,537 円	4,664,570 円		68,589,797 円	
合計	670,308,629 円	976,951,228 円	1,117,828,202 円	1,143,784,694 円		3,908,872,753 円	

2 平成26年度から平成29年度の税込額の実績額

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	備考
みえ森と緑の県民税(個人)	814,979,333 円	1,050,826,107 円	1,079,931,625 円	1,089,343,851 円		4,035,080,916 円	実績額との差額は、次年度以降に活用します。
(法人)	(775,880,818)	(874,923,063)	(885,203,780)	(895,252,630)		(3,431,260,291)	
運用益	(39,098,515)	(175,903,044)	(194,727,845)	(194,091,221)		(603,820,625)	
	150,407 円	190,286 円	32,084 円	96,455 円		469,232 円	
合計	815,129,740 円	1,051,016,393 円	1,079,963,709 円	1,089,440,306 円		4,035,550,148 円	

3 平成26年度から平成29年度事業の基本方針別及び対策区分別実績額

基本方針と対策区分	県	市町	合計	割合	備考
基本方針1：災害に強い森林づくり 対策区分1：土砂や流木を出さない森林づくり 対策区分2：暮らしに身近な森林づくり	1,978,232,096 円 (1,978,232,096)	※3 495,993,150 円 (24,922,360)	2,474,225,246 円 (2,003,154,456)	66.7 % (54.0 %)	※3 市町が積み立てた基金とその運用益を活用した金額を含んでいます。市町が基金に積み立てた金額を含んでいません。
基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり 対策区分3：森を育む人づくり 対策区分4：木の薫る空間づくり 対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり	84,241,821 円 (84,241,821)	※3 1,152,644,925 円 (308,940,887)	1,236,886,746 円 (393,182,708)	33.3 % (10.6 %)	
	(0)	(728,174,413)	(728,174,413)	(19.6 %)	
	(0)	(115,529,625)	(115,529,625)	(3.1 %)	
合計	2,062,473,917 円	1,648,638,075 円	3,711,111,992 円	100 %	

平成29年度までの災害に強い森林づくり推進事業

1 災害緩衝林整備事業

年 度	市町数	箇所数	危険木等 除去体積	調整伐面積	備 考
平成26年度	11市町	25箇所	3,705 m ³	157.90 ha	
平成27年度	15市町	45箇所	4,873 m ³	316.18 ha	
平成28年度	16市町	41箇所	7,456 m ³	310.02 ha	
平成29年度	12市町	20箇所	3,432 m ³	143.64 ha	
平成30年度					
合 計	18市町	131箇所	19,466 m ³	927.74 ha	

※ 実績数値は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものです。

※ 平成29年度までに当該事業の実績がない市町は、桑名市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町の11市町です。

2 土砂・流木緊急除去事業

年 度	市町数	箇所数	土砂撤去 体積	流木撤去 体積	備 考
平成26年度	4市町	6箇所	10,237 m ³	402 m ³	
平成27年度	4市町	6箇所	32,784 m ³	493 m ³	
平成28年度	5市町	6箇所	17,512 m ³	117 m ³	
平成29年度	5市町	5箇所	16,309 m ³	148 m ³	
平成30年度					
合 計	10市町	23箇所	76,842 m ³	1,160 m ³	

※ 実績数値は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものです。

※ 平成29年度までに当該事業を実施した市町は、亀山市、いなべ市、松阪市、大台町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、紀北町、熊野市、紀宝町です。

平成29年度までの森を育む人づくりサポート体制整備事業

1 森林環境教育・木育指導者養成講座等

年 度	講座等数	受講人数	備 考
平成26年度	6種類	104人	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・実践編）、森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修）、森のせんせいリーダー養成講座（森林インストラクター養成講座）、森づくり体験会
平成27年度	8種類	125人	森林環境教育指導者養成講座（知識編・技術編・実践編）、木育インストラクター養成講座、森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター編・コミュニケーション編・野外活動安全管理編）、森づくり体験研修
平成28年度	8種類	126人	森林環境教育指導者養成講座（知識編・技術編・実践編）、木育インストラクター養成講座、森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター編・コミュニケーション編・野外活動安全管理編）、森づくり活動研修
平成29年度	9種類	119人 2団体	森林環境教育指導者養成講座（知識編・技術編・実践編・木育編）、クップ普及指導員養成講習会、森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター編・コミュニケーション編・森林・林業体験活動安全管理編）、森づくり活動研修

2 森林環境教育・木育コーディネート実績

年 度	市町数	箇所数	備 考
平成26年度	7市町	8箇所	小学校4校、中学校1校、高校1校、その他2箇所
平成27年度	4市町	10箇所	小学校5校、中学校4校、高校1校
平成28年度	7市町	19箇所	小学校12校、中学校2校、その他5箇所
平成29年度	9市町	15箇所	※ 小学校7校、中学校2校、高校1校、その他5箇所 ※うち1校は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用した事例です。

3 ミイトイ・キャラバン出展実績

年 度	市町数	出展回数	備 考
平成27年度	9市町	7回	ミイトイ・キャラバン(県産材を活用した遊具、玩具の体験イベント)は、平成27年度から取り組みはじめました。
平成28年度	11市町	23回	
平成29年度	13市町	22回	

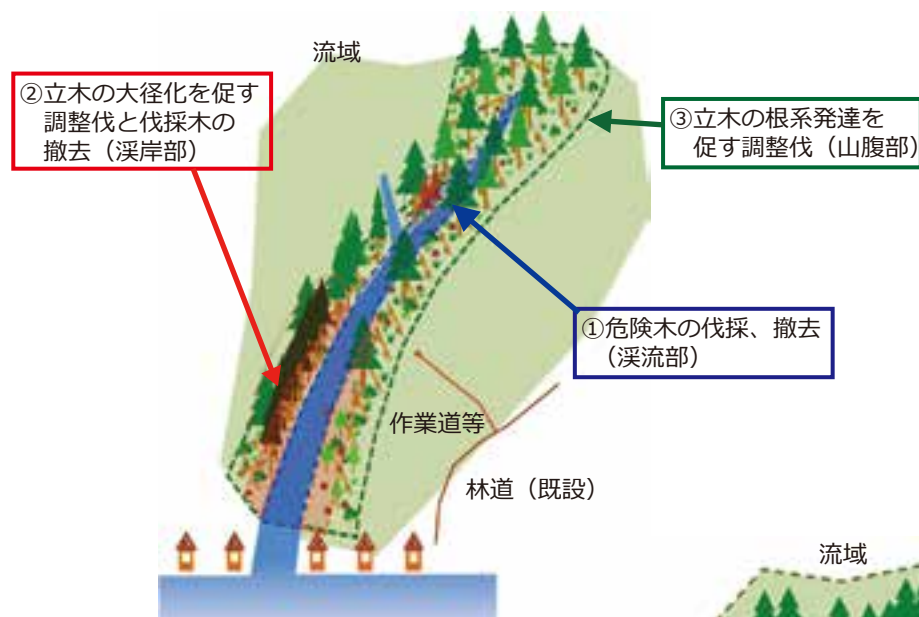
災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区^{*}(以下、危険地区)」の溪流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を軽減するため、①溪流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、③倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与える恐れのある治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

I 災害緩衝林整備事業

- ① 危険地区溪流部において、流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするための「危険木の伐採、撤去」
- ② ①の周辺溪岸部において、上流からの土砂の流下を緩和するために「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③ ①②の周辺山腹部において、溪流内に土砂が流れ出さなくするために「立木の根系の発達を促す調整伐」



II 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常に堆積した流木や土砂等の除去」



^{*} 崩壊土砂流出危険地区とは、地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区を表したものです。国の調査要領に基づく調査結果であり、土地利用等に制限を加えるものではありません。

1 災害緩衝林整備事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、流木災害等を軽減するため、①溪流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、③倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

<整備前の森林の状態>

流出する恐れのある危険木が存在

間伐不足で過密小径な林分

下層植生がみられず表土が流出

<整備区分 青字：立地環境 赤字：整備内容>

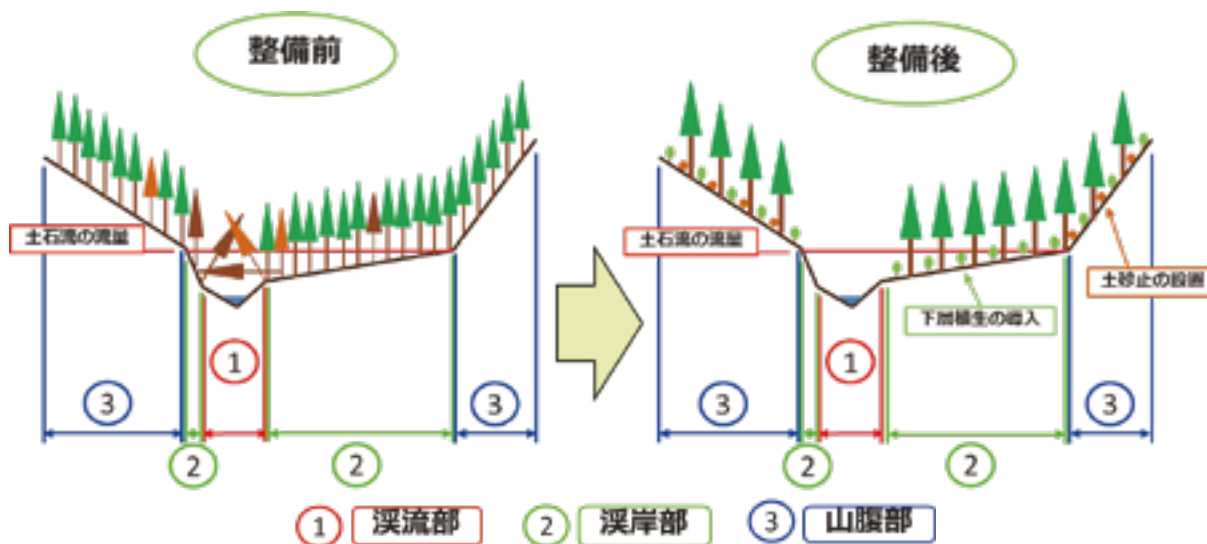
①溪流部で危険木の除去⇒流木発生抑制

②溪岸部で調整伐による立木の太径化促進⇒森林の抵抗力の増加⇒流木・土砂等流下緩衝

③山腹部で調整伐による根系の発達促進、土砂止の設置⇒斜面の安定化⇒流木・土砂等流出抑制



【整備区分横断面図】



2 土砂・流木緊急除去事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常に堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去します。

災害に強い森林づくり推進事業の効果検証

三重県では、平成26年度より災害緩衝林整備事業の効果検証を行ってきましたが、平成28年度で終了した立木引き倒し試験による根系抵抗力調査の成果を報告します。この事業では、溪流沿いの比較的平坦な部分を溪岸部とし、この部分の森林において調整伐を行うことで立木を太らせ、流木や土石流に対する緩衝機能を高めるための整備を行っています。ここで緩衝機能とは立木が倒れずに土石流等を捕捉する効果をいいます。

なぜ、立木を太らせることが、森林の土石流等に対する緩衝機能を向上させることにつながるのでしょうか？森林の土石流等に対する緩衝機能は、立木を倒そうとする土石流の流体力に対する立木の抵抗力で示されます。このとき流体力を「流体モーメント」、抵抗力を「最大引き倒し抵抗モーメント（以下、最大抵抗モーメント）」と呼び、土石流の流体モーメントよりも立木の最大抵抗モーメントが大きいときに土石流に対する緩衝機能が発揮されます。

立木の抵抗力は、根系によって発揮されることから、根系の大きさに比例して大きくなります。根系の大きさを直接目にはできませんが、一般的に根系の大きさは幹の直径に比例します。そのため、直径と最大抵抗モーメントの関係においても、高い正の相関関係がみられ、直径が太い立木ほど土石流に対する緩衝機能が大きくなります（図-1）。適切な調整伐を行い、立木を太らせることは土石流に対する緩衝機能を向上させることとなります。

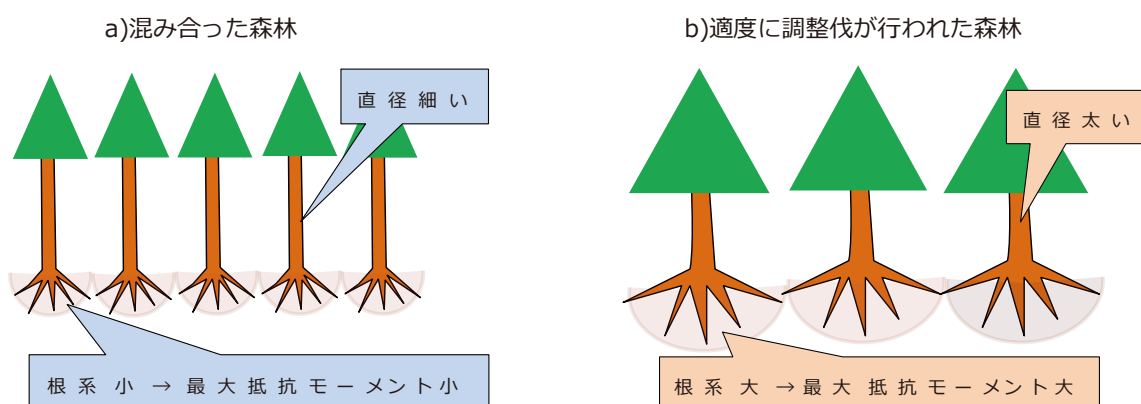


図-1 調整伐の効果による立木サイズと最大引き倒し抵抗モーメントの変化

災害緩衝林整備事業では、溪床勾配 5° 、土石流流下幅20mの場所で、ピーク流量 $100\text{ m}^3/\text{秒}$ の中規模の土石流が流下すると想定しています。この規模の土石流の流体モーメントに対して緩衝機能を発揮するために、国内で得られた既存の最大抵抗モーメント推定式を根拠として、平均胸高直径30cm以上の森林を育成することを目標としています。しかし、既存推定式は、胸高直径(以下、DBH)30cm以下の小～中径木の最大抵抗モーメント値をもとに、DBHから最大抵抗モーメントを推定する式を作成しているため、DBHが大きい立木では推定精度に不安がありました。また、三重県内で得られた最大抵抗モーメント値は僅かしかありませんでした。そこで、効果検証では、事業で想定する土石流流体モーメントを上回る最大抵抗モーメントがスギ、ヒノキ立木で得られることを確認するために、三重県内でDBH30cm以上の立木を中心に引き倒し試験を行い、DBHと最大抵抗モーメントの関係を検討しました。

スギ20本(DBH24.9～40.8cm)、ヒノキ25本(DBH16.1～36.4cm)に対して引き倒し試験を行い、最大抵抗モーメントを測定しました(図-2)。このデータに過去に三重県内で行

われた引き倒し試験のデータ（スギ3本、ヒノキ7本）を加え、スギ23本、ヒノキ32本のデータセットから、樹種毎にDBHと最大抵抗モーメントの関係を整理しました（図-3）。その結果、DBH30cmまで成長した際に、事業が想定する立木1本当たりにかかる土石流流体モーメントよりも大きな最大抵抗モーメントが得られることがわかりました。また、95%予測区間の推定による最大抵抗モーメントの下限値も考慮し、DBH30cmを目標値とすることは妥当であると考えられました。

この成果から、本事業で調製伐を行うことで立木を太らせて目標とする森林状態に誘導することで、事業が想定する規模の土石流に対して十分な緩衝機能が得られることが確認されました。

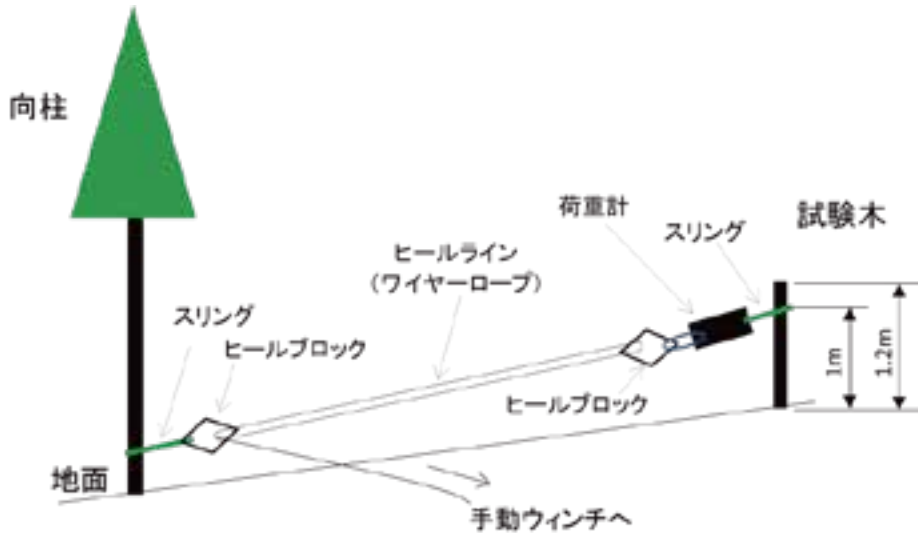


図-2 立木引き倒し試験の概略

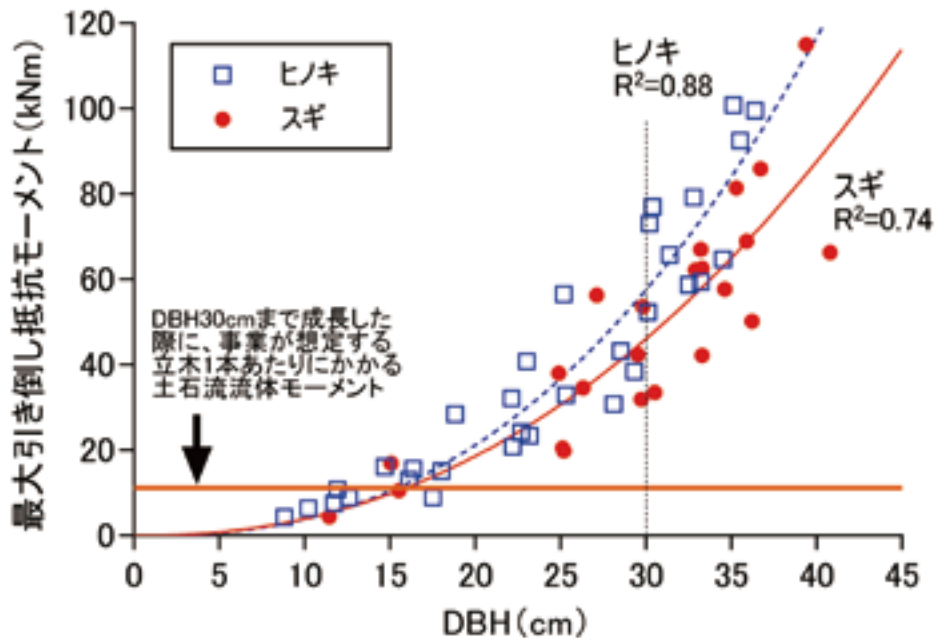


図-3 胸高直径と最大抵抗モーメントの関係

みえ森と緑の県民税市町交付金事業

1 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下、みえ森と緑の県民税の導入趣旨）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下、市町交付金）を交付するものです。

2 市町交付金の総額

みえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町＝5：5とする。）

3 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3：1の割合で案分します。

1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。

4 市町交付金の使い途

交付金事業では、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、「対策の基本的な考え方」に則った事業を実施します。

1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業実施の3原則

【原則1】 既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。

【原則2】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則3】 産業振興を目的としたものでないこと。

2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は『第1 みえ森と緑の県民税の創設』の『3 みえ森と緑の県民税を活用した施策』のとおりです。

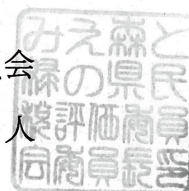
答 申

森 緑 評 第 18 号
平成30年 8月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

みえ森と緑の県民税評価委員会

委員長 松 村 直 人



みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定する同条例の施行の
状況について

平成26年10月22日付け農林水第32-190号で諮問のありましたこと
のことについて、別添「みえ森と緑の県民税（制度）について」のとおり答申
します。

みえ森と緑の県民税(制度)について

平成30年8月24日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申を受け、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に伴う5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成30年度末をもって、税導入から5年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成26～28年度には16,744m³の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い 森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で 森林を支える 社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19市町で69事業、合計394,780千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。

・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページやFacebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用さ

れ、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成30年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1 ・ 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 渓流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、渓流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業
2 ・ 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

②基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3 ・ 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。 ② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4 ・ 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業
5 ・ 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつながり意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業

(2) 必要となる経費

平成31～35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対策区分	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2.暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	4.2	8
	4.森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費(事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等)		2.7	
合 計		54.0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5：5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や

木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>-----</p> <p>【法人】＜約3万5千法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>												
税率（年額）	<p>【個人】 1,000円</p> <p>-----</p> <p>【法人】 現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分 （資本金等の額の区分）</th> <th>税率 （年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区分 （資本金等の額の区分）	税率 （年額）	1千万円以下	2,000 円	1千万円超 ～ 1億円以下	5,000 円	1億円超 ～ 10億円以下	13,000 円	10億円超 ～ 50億円以下	54,000 円	50億円超	80,000 円
区分 （資本金等の額の区分）	税率 （年額）												
1千万円以下	2,000 円												
1千万円超 ～ 1億円以下	5,000 円												
1億円超 ～ 10億円以下	13,000 円												
10億円超 ～ 50億円以下	54,000 円												
50億円超	80,000 円												

税収規模		平年度
	個人	9億0千万円
	法人	1億8千万円
	計	10億8千万円
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。</p> <p>【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>	
課税方式	平成26年4月1日より導入	
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する ※詳細は、前述のとおり	
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する ※詳細は、後述のとおり	
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり	
見直し期間	施行後おおむね5年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり	

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

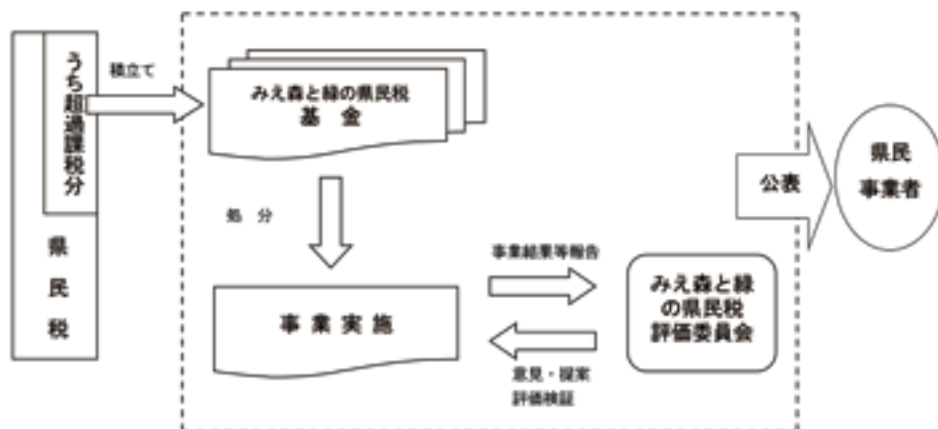
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

[参考資料]

個人の市町村民税の納税義務者数

市町名	均等割の納税義務者数
津市	138,386 人
四日市市	156,984 人
伊勢市	63,772 人
松阪市	78,613 人
桑名市	71,168 人
鈴鹿市	101,515 人
名張市	39,424 人
尾鷲市	8,423 人
亀山市	25,293 人
鳥羽市	9,308 人
熊野市	7,269 人
いなべ市	24,340 人
志摩市	24,170 人
伊賀市	46,848 人
木曽岬町	3,479 人
東員町	13,206 人
菰野町	21,339 人
朝日町	5,166 人
川越町	7,908 人
多気町	6,990 人
明和町	11,332 人
大台町	4,384 人
玉城町	7,684 人
度会町	4,140 人
大紀町	3,954 人
南伊勢町	5,758 人
紀北町	7,155 人
御浜町	3,839 人
紀宝町	4,910 人
合計	906,757 人

※ 平成29年度 市町村税の概要（平成30年2月）
（三重県地域連携部市町行財政課）
第21表 より
（平成29年1月1日現在の納税義務者数）

※ 県民税均等割の納税義務者と市町村民税均等割の納税義務者は同一です。

みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵（かん）養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という）に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日（以下この項において「施行日」という）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県広明町 13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail: midori@pref.mie.jp

平成30年12月発行